

第 111 回静岡市開発審査会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 15 日（水）14 時から 14 時 30 分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 4 階 44 会議室
- 3 出席者
(委員)
柳会長、金子委員、三津山委員、関谷委員、川口委員、島村委員、片山委員
(処分庁：開発指導課)
大石開発審査係長、志田副主幹、仲村主任主事
(事務局)
杉山開発指導課長、佐藤課長補佐兼係長、鈴木主査
- 4 傍聴人 非公開のため、傍聴人は無
- 5 議事
報告 1 号 市街化調整区域内の建築許可の包括報告について 3 件
(都市計画法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホ)
- 6 会議内容（要旨）
分家住宅の包括報告について
・仲村主任主事より分家住宅 3 件についての報告を行った。
・金子委員から質問があり、処分庁より回答を行った。（別紙のとおり）

会議録署名人

会 長

委 員

別紙

| 分家住宅の包括報告について | |
|---|--|
| <p>Q 1. (金子委員)</p> <p>3 件目の分家住宅について、審査項目として、許可対象面積が「実測で 165 平方メートル以上、300 平方メートル未満であること。」とされているが、申請内容の中に、「H25. 3. 31 までに取得した 165 m²未満の土地であることを土地の全部事項証明書で確認」との項目が書かれているのはなぜか。</p> | <p>A 1. (処分庁 仲村主任主事)</p> <p>H25. 3. 31 までに取得した土地であれば、165 m²未満の土地であっても許可対象としているためである。</p> <p>なお、本件については、許可対象面積が 165 平方メートル以上であるため、その基準ではなく、「実測で 165 平方メートル以上、300 平方メートル未満であること。」の基準に当てはめて確認している。</p> |